

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第36号

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額		年額		日額
略				略			
国際交流員			305,000	国際交流員			305,000
多文化共生推進員			300,000以内				
略				略			

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。